

平成21年生駒市議会（第7回）臨時会議案

平成21年11月30日

生 駒 市

平成 21 年生駒市議会（第 7 回）臨時会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 91 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1～8
議案第 92 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	9～10

議案第 91 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 11 月 30 日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 7 月生駒市条例  
第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に改め、同  
条第 3 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に、「100 分の 8  
5」を「100 分の 80」に改める。

第 16 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「100 分の 70」に改め  
る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

## 給料表

（月額）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800

34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600		
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300		

72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000		
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500		
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200		
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900		
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600		
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100		
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500			
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200			
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900			
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400			
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100			
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800			
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500			
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000			
86	239,700	295,900	344,700	386,100				
87	240,400	296,300	345,200	386,700				
88	241,100	296,700	345,700	387,300				
89	241,900	297,000	346,100	388,000				
90	242,400	297,400	346,600	388,600				
91	242,900	297,800	347,100	389,200				
92	243,400	298,200	347,600	389,800				
93	243,700	298,400	347,900	390,500				
94		298,800	348,400					
95		299,200	348,900					
96		299,600	349,400					
97		299,800	349,700					
98		300,200	350,200					
99		300,600	350,700					
100		301,000	351,200					
101		301,200	351,500					
102		301,600	351,900					
103		302,000	352,300					
104		302,400	352,700					
105		302,600	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,400	354,000					
108		303,800	354,400					
109		304,000	354,900					

	110		304,400	355,300					
	111		304,800	355,700					
	112		305,200	356,100					
	113		305,400	356,600					
	114		305,800						
	115		306,200						
	116		306,600						
	117		306,800						
	118		307,100						
	119		307,400						
	120		307,700						
	121		308,100						
	122		308,400						
	123		308,700						
	124		309,000						
	125		309,400						
再任用職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

第16条第2項第2号中「、6月に支給する場合には」及び「、12月に支給する場合には100分の40」を削る。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年3月生駒市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額に」を「給料月額(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年 月生駒市条例第 号)の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の



生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第18条第1項から第3項まで、第6項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月生駒市条例第2号）第4条第1項又は公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第17条の3に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であってその職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものから当該職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長の定めるものを除く。））にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長の定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1 号給から 5 6 号給まで
2 級	1 号給から 2 4 号給まで
3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成 2 1 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して市長の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 4 を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 92 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成21年11月30日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一  
部を改正する条例

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改  
正)

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平  
成20年9月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の1  
75」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改め  
る。

第2条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の125」に、  
「100分の160」を「100分の145」に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和31年11

月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改める。

第4条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改める。

第6条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成22年4月1日から施行する。